

ID: 266

担当部署: 上下水道局

処分の概要	督促手数料及び延滞金の減免		
例規名 根拠条項	長門市漁業集落排水処理施設条例 第23条		
例規番号	平成17年条例第154号		
【根拠条文】 (督促手数料及び延滞金の減免) 第23条 市長は、やむを得ない理由があると認めるときは、督促手数料及び延滞金を減額し、又は免除することができる。			
【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成27年5月7日	最終変更年月日	令和2年12月25日